

# 収入が公的年金や雑所得で、控除の追加をする方の記載例

## 【医療費控除についての注意点】

「**医療費控除の明細書**」の添付が**必須**です。  
添付が無い場合、控除の適用ができません。

フリガナ	トウカイ イチロウ	生年月日	
氏名	東海 一郎	大昭令 平成	32年10月8日
個人番号	123456789101	電話番号	052-603-2211
世帯主の氏名	東海 一郎	続柄	本人
代理申告者の氏名		業種又は職業	無職

納付書で支払った 海市長

「国民健康保険料の額」

関する事項

公的年金から天引きされている「**社会保険料の額**」

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」を合わせて提出してください。

社会保険	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
国民健康保険	100,000 円	国民年金	
介護保険		社会保険	23,000 円
後期高齢者医療保険			
合計			123,000 円
新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
347,537			
新個人年金保険料の計			
介護医療保険料の計		102,000	
地震保険料の計		14,200 円	

⑬ 社会保険料控除	
⑭ 生命保険料控除	
⑮ 地震保険料控除	
⑯ 障害者控除	
⑰ ひとり親控除	
⑱ 勤労学生控除	
⑲ 配偶者控除	
⑳ 配偶者特別控除	
㉑ 同一生計配偶者控除	

【**本人控除**】 **注意!**  
該当する項目があれば、**忘れずに記入**してください

本人または扶養親族に障がいのある方がいる場合は氏名等を記入

扶養親族がいる場合は氏名等を記入

- ◎配偶者の場合は、「⑳～㉑配偶者控除」の欄へ
- ◎16歳以上の扶養親族の場合は、「㉒扶養控除」「㉓特定親族特別控除」の欄へ
- ◎16歳未満の扶養親族の場合は「16歳未満の扶養親族」の欄へ

【**所得から差し引かれる金額**】  
計算が分からなければ**空欄でOK**

高額療養費などで払い戻しがあつた場合は、こちらに記入

⑯ 障害者控除	氏名	東海 春子	障害の程度	1	判定	級
⑳ 配偶者控除	氏名	東海 春子	配偶者の合計所得金額	0	判定	級
㉑ 配偶者特別控除	氏名	東海 春子	配偶者の合計所得金額	0	判定	級
㉒ 扶養親族	氏名		大昭令		別居	続柄
㉓ 特定親族特別控除	氏名		大昭令		別居	続柄
16歳未満の扶養親族	氏名		平令		別居	続柄
	氏名		平令		別居	続柄
	氏名		平令		別居	続柄
	氏名		平令		別居	続柄

業	農業	イ
不動産		ウ
利子		エ
配当		オ
給与		カ
公的年金等	キ	2,800,000
雑	業務	ク
その他	ケ	300,000
短期	コ	
長期	サ	
一時	シ	
事業	営業等	①
	農業	②
	不動産	③
	利子	④
	配当	⑤
	給与	⑥
	公的年金等	⑦
雑	業務	⑧
	その他	⑨
総合譲渡・一時		⑩
合計		⑪ 1,750,000
4 所得から差し引かれる金額		
	社会保険料控除	⑫ 123,000
	小規模企業共済等掛金控除	⑬
	生命保険料控除	⑭ 56,000
	地震保険料控除	⑮ 7,100
	寡婦、ひとり親控除	⑯⑰
	勤労学生、障害者控除	⑱⑲ 530,000
	配偶者控除	⑳ 330,000
	配偶者特別控除	㉑
	扶養控除	㉒
	特定親族特別控除	㉓
	基礎控除	㉔ 430,000
	雑損控除	㉕
	医療費控除	㉖ 38,600
	合計	㉗ 1,514,700

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年(2026年)4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。裏面にも記載する欄がありますから注意してください。